

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの過剰在庫に関する緊急要望

平成22年6月29日

全国知事会

昨年4月に発生した今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）に対しては、国家的な危機管理として、国、都道府県、市町村、医療機関等関係機関が一丸となり、感染拡大防止、重症化防止等に努めてきたところであり、今後も病原性の高い新型インフルエンザの発生等に備え、医療機関等と緊密な連携を図り、その対策を推進していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種事業は、国の事業として行われ、多くの医療機関に接種の協力をいただいたところであるが、現在、医療機関はワクチンの過剰在庫を抱え、その取扱いに苦慮している。

医療機関における過剰在庫の発生要因は、①接種希望者による重複予約、②罹患等による予約キャンセルの続発、③国の要請に基づき都道府県が需給調整に介入することによる納品までの大きなタイムラグ、④使い勝手の悪い10mLバイアルの供給などであり、医療機関の責に帰するものではない。

このまま医療機関におけるワクチンの過剰在庫を放置し、医療機関に損失が発生した場合には、今後の新型インフルエンザのワクチン接種事業の円滑な実施に支障を来たすとともに、医師会等医療関係団体との信頼関係を大きく損なうものである。

ついては、医療機関の過剰在庫の解消に向けて、国として返品を認めるなど医療機関に負担が生じることのない対応を早急に講じられるよう強く要望する。